

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第137号 平成24(2012)年1月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

2012年 新年のごあいさつ

会長 竹内 強

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、日本の歴史の中で大きな節目となる年となりました。東日本大震災・福島第一原発の事故はこれまでの日本人の価値観を大きく変えるものとなりました。物質文明第一主義、便利で楽なことは好いことであり、その結果については目を瞑ってきました。それが間違っていたのではないか？ この問いかけが為された年であったと思います。

古田史学にとっても2011年は、大きな成果をもたらした年となりました。古田武彦先生はこれまでの集大成と言うべき『俾弥呼』（ミネルヴァ書房）を刊行し、「古田史学の会」でも数年来の課題であった『九州年号の研究』（ミネルヴァ書房）を年末に刊行しました。今年は更なる飛躍の年にしたいものです。

ところで、正月早々近くの書店で『サライ』（小学館）という旅行雑誌を見つけました。これまでも時々立ち読み程度に見ていたのですが、2012年2月号は『古事記』の特集を組んでいました。その巻頭言を梅原猛氏が書いているのです。

その内容は

—前略—

私はいま、確信をもって『古事記』に描かれた神話は、ほとんどが歴史的事実に基づいていると断言することができます。

先の大戦後、日本の歴史学界では『古事記』や『日本書紀』の神代の話は作り話だと言うのが定説でした。私もその影響をうけたひとりです。

昭和63年(1988年)のことでした。私は、所長をしていた国際日本文化研究センターの第1回国際研究会にフランスの文化人類学者のレヴィ・ストロースを招き基調講演をしていただきました。彼はそのとき、「『古事記』に描かれている日向神話は実に興味深い、それは歴史的事実を反映しているのではないか」と語ったのです。

—中略—

まったく意外な話でした。それで私は記紀神話を再検討するために、日向神話の舞台を隈なく歩きまわった

のです。それは驚きの連続でした。

—中略—

私はこうして日向神話の伝承地を歩き終え、レヴィ・ストロースの予見が間違っていなかったと確信したのです。

では、出雲神話はどうなのか。私はすでに45歳のとき『神々の流竄』という著書を書き、ヤマタノオロチは三輪山に棲む大蛇ではないかと考えました。つまり出雲神話の舞台は出雲ではないという仮説を立てたのです。しかしいまは出雲神話も日向神話と同様、歴史的事実に基づいていると確信しています。私は80才を過ぎて自らの説を否定しましたが、これは真実を追究する哲学者としては当然のことなのです。

—後略—

(『サライ』2012年12月号、24頁)

梅原猛氏は私の生まれ育った同じ知多半島(南知多町内海)で青春時代を過ごした大先輩です。だからこそ、見過ごすことが出来ないのです。この文章だけ読んだ読者は、きっと高名で立派な哲学者だと思ってしまう。

しかし、私は昨年9月に復刊された古田武彦氏著『よみがえる卑弥呼』(ミネルヴァ書房)冒頭の「はしがき—復刊にあたって」を読んでいたので。梅原氏が、レヴィ・ストロースの講演を聴いた4年前、昭和59年(1984年)8月末、古田武彦氏との二日間の予定で対談が行われました。

—前略—

二日間の予定だった両者の対談は、結局公刊されなかった。

「古田さんはわたしの本をよく読んでおられますね。今度は、わたしも古田さんの本をよく読んできますよ。」

そう言われ、微笑しつつお別れしたのだけれど、そのあと、出版社(徳間書店)の編集部から連絡があり、次回の対談はとりやめたい、とのこと。「それを古田が黙って受け入れてくれれば、今後、何とか報いたい。」という付言があったけれど、わたしには心外だった。

梅原氏は処女作『神々の流竄』(集英社刊)で、さっそうと「出雲神話架空論」をもって古代史の読書界に登場された。この神話の実体は「大和」(奈良県)にあり、神話における「出雲中心のイメージ」は、「架空の造作」にすぎない旨力説し、痛論されていたのであった。

—中略—

わたしの立場は、逆だった。「出雲王朝」の呼称は、わたしが第三書『盗まれた神話』においてはじめて公表した学術用語だ。思えば、千仞の谷へ飛びおりる、わたしの学問的決断だったのである。

—中略—

昭和59年(1984)の荒神谷、平成8年(1996)の加茂岩倉の両遺跡から、大量の銅矛・銅剣(出雲矛)・銅鐸が発見され、わたしの「出雲王朝」説は立証された。梅原氏の「出雲神話架空説」はあやまっていたのである。ちょうどそれをわたしが荒神谷の現地で確認した直後、それが梅原氏との対談の日にあたっていた。偶然の、否、必然の「暗号」だった。

—後略—

(『よみがえる卑弥呼』ii・iii頁)

この時点で、梅原氏は自らの仮説が成立しない事に気づいたと思います。しかし、その後25年間彼は何もなかったように沈黙を保ってきました。これが真実を追究する哲学者としては当然のことなのでしょうか。

梅原氏の最近の著作は、記紀神話を全く無批判に受け入れるという。以前の論理の裏返しなのです。戦前の皇国史観をよみがえらせる論理です。そこには考古学的証拠も科学的根拠もないのです。マスコミに持ち上げられチャホヤされている。こういう人が歴史を語る資格があるのでしょうか。

年頭にあたりつくづく思いました。「梅原史学でなく、古田史学を学んでいてよかった。」と。

“「邪馬一國」と「投馬國」の解明” を読んで

名古屋市 石田敬一

2011年12月発行の「東海の古代」136号掲載の『邪馬壹國への道筋』の続きについて、次回に投稿の予定でしたが、同様のテーマで「古田史学会報」No. 106（2011年10月8日発行）に野田利郎氏の“「邪馬一國」と「投馬國」の解明”が掲載されました。野田氏の論考は、古田史学上の立場から批判されていますので、この論考について問題点を検討し私見を述べます。

まず、『魏志』倭人伝の道筋に関連する部分は次のとおりです。

倭人在帶方東南大海之中依山國邑 舊百餘國
漢時有朝見者 今使譯所通三十國
從郡至倭 循海岸水行 歷韓國乍南乍東
到其北岸**狗邪韓國** 七千餘里
始度一海千里 至**對海國**
其大官曰狗副曰奴母離 所居絕方可四百餘里
土地山險多深林 道路如禽鹿徑 有千戶
無良田食海物自活乘船南北市糶
又南渡一海千餘里名曰瀚海 至**一大國**
官亦曰狗 副曰奴母離 方可三百里
多竹木叢林 有三千許家
差有田地耕田猶不足食 亦南北市糶
又渡一海千餘里 至**末廬國** 有四千餘戶
濱山海居 草木茂盛行不見前人
好捕魚鮫水無深淺皆沉沒取之
東南陸行五百里 到**伊都國**
官曰爾支 副曰謨柄渠 有千餘戶
世有王皆統屬**女王國** 郡使往來常所駐
東南至**奴國**百里
官曰兕馬觚 副曰奴母離 有二萬餘戶
東行至**不彌國**百里 官曰多模 副曰奴母離 有
千餘家
南至**投馬國**水行二十日
官曰彌彌 副曰彌彌那利 可五萬餘戶
南至**邪馬壹國** **女王**之所都
水行十日陸行一月

官有伊支馬 次曰彌馬升 次曰彌馬獲支
次曰奴佳靱 可七萬餘戶
自**女王國**以北 其戶數道里可得略載
其餘旁國遠絕不可得詳
次有斯馬國 次有已百支國 次有伊邪國
次有都支國 次有彌奴國 次有好古都國
次有不呼國 次有姐奴國 次有對蘇國
次有蘇奴國 次有呼邑國 次有華奴蘇奴國
次有國 次有吾國 次有奴國 次有邪馬國
次有躬臣國 次有巴利國 次有支惟國
次有烏奴國 次有奴國 此**女王**境界所盡
其南有狗奴國 男子爲王 其官有狗古智狗
不屬**女王**
自郡至**女王國**萬二千餘里

1 「女王國」とは

問題点は4つあります。

まず、1点目は、「女王の都とする所」は「女王國」と異なるのかどうかです。

野田氏は、帶方郡から不彌國までの里数行程が一万二千余里となり、不彌國で終了していませんから、そこそが城砦都市である女王國であり、邪馬壹國は、末廬國、伊都國、不彌國、奴國を含む区域とされます。

確かに野田氏が述べられるとおりの里数の上では不彌國で終了しています。

ただ、不彌國に関する記述、具体的には「東行至不彌國」の記述から「南至投馬國」の記述の前までの間には、次のとおり、女王國に関する記載がありません。

東行至不彌國百里 官曰多模副曰奴母離
有千餘家 南至投馬國水行二十日 官曰彌彌
副曰彌彌那利 可五萬餘戶

不彌國に続いて女王國の記載があれば、不彌國が女王國であることは誰にも疑いようがありません。しかし、不彌國が女王國であることを示す記載がここにはありませんので、不彌國を女王國とするのは無理があるように思います。

南至邪馬壹國女王之所都 水行十日陸行一月
自**女王國**以北 其戶數道里可得略載

一方で、邪馬壹國は「女王之所都」とされ、

そのすぐ後に「自女王國以北」とあり、「女王國」に言い換えがされていますので、邪馬壹國は「女王之所都」すなわち「女王國」と考えられます。『魏志』倭人伝の記述に基づけば、邪馬壹國が「女王國」であることは揺るがないと思います。

私は「女王之所都」と「女王國」が異なるという野田氏の解釈に頷けません。

なお、古田武彦氏は、『邪馬一國の証明』（1980年10月、角川文庫）において、「以北略載の論理」の項で、私の考えと同様のことを述べられています。

2 投馬國と邪馬壹國の記述

2点目の問題点は、投馬國と邪馬壹國の記述が野田氏が述べられるとおりに対になっているかどうかです。

サ 南至投馬國

シ 水行二十日

ス 官曰彌彌 副曰彌彌那利

セ 可五萬餘戸

タ 南至邪馬壹國

タ' 女王之所都

チ 水行十日陸行一月

ツ 官有伊支馬次曰彌馬次曰彌馬獲支次曰奴佳鞮

テ 可七萬餘戸

ト 自女王國以北 其戸數道里可得略載 其旁國遠絶不可得詳

野田氏は投馬國と邪馬壹國の記述が対になっていると指摘されます。**サ**と**タ**、**シ**と**チ**、**ス**と**ツ**、**セ**と**テ**は、それぞれ同様の内容であると思います。

サと**タ**は、ともに南至+国名です。**シ**と**チ**は日数記事です。**ス**と**ツ**は、ともに官や副の名前です。**セ**と**テ**は、ともに戸数記事です。つまり、一見すると対になっていますので、野田氏が指摘するとおり、邪馬壹國について郡からの方角と日数を記述しているとするならば、投馬國も郡からの方角と日数を表した同じ構文に思われます。

しかし、邪馬壹國の記述には、**タ'**で「女王

之所都」とあり、最終目的地である記述がされた上で、しめくくりとして総日程が示されているように思われます。となると、ここで一旦区切られることとなります。**タ'**があることで、対の形が崩れますので、古田氏の解釈の方が妥当性があります。

いずれにしても、郡から女王國までの一万二千余里のうちのほとんどを郡から伊都國までの間で費やしていますので、女王國は伊都國や奴國や不彌國の極めて近くにあるはずで、これは動かしたいと思います。伊都國が糸島半島にあるとすれば、女王國である邪馬壹國は、その國の規模から必然的に博多湾岸に位置することになるでしょう。

もちろん伊都國が糸島半島でなければ、女王國の位置も変わります。

3 投馬國の位置

3点目は、投馬國は女王國より以北かどうかです。

トにあるように、女王國より以北は其の戸数や道里は略載され得ると記述されています。そして投馬國の戸数や日数記事は、この**ト**よりも先に記述されていますので、投馬國は、基本的に女王國以北の國にあたるでしょう。問題は道里をどう捉えるかです。「水行二十日」は道里にあたるかどうかです。投馬國の行程はそれ以前の記述と違って、里では記述されていません。ただ、「水行二十日」は行程にかかる距離を日数で表現しているものであり道里に代わるものと考えて良いと思います。また、投馬國に関する記述には、戸数や官副の名前が記述されており、それ以前の國々の記述と同じように扱われています。さらに「其旁國遠絶不可得詳」より以降に記述される倭の國々は國名だけが記述されています。従って、投馬國は戸数と道里が略載されている國と考えられますので、女王國である邪馬壹國より北に位置しなければならないと思います。

投馬國を南九州とすると、女王國よりずっと南になってしまい矛盾しないかとの私のような批判について、古田武彦氏は、それは原文脈に対する粗放な読み方であるとして、女王國より北の行路の國々であり、行路が女王國より北に

あればよいと説明されますが、道里とともに戸数も略載の中身ですから、私は行路の理由だけでよとする解釈はやや苦しいと思います。

少なくとも投馬國の中心が邪馬壹國の中心より南にあっては、この記述に合致しているようには思えません。

不彌國の港から邪馬壹國へ出発したと仮定した場合を考えます。

不彌國の港から出航したとすれば、邪馬壹國は九州の南の方にあることとなります。この場合、不彌國と邪馬壹國の間には、水行十日陸行一月にあたる相当の距離があることとなりますから、いくつかの國があってその戸数や道里の記載があつてしかるべきです。しかし、これらの國のことは一切書かれていません。

このことは「自女王國以北其戸道里可得略載」とは全く相容れません。この点については、古田武彦氏が『邪馬一國の証明』（1980年10月、角川文庫）の274ページにおいてすでに指摘されているところです。

とすると、^{がぜん}俄然、^{きれつ}亀裂と矛盾が生ずる。なぜなら、(β)の「以北」文で、著者の陳寿自身が「邪馬一國より以北については、戸数や道里の類が略載できる」と言っている。そう言っているながら、片方では、その直前に“戸数や道里は無論、国名さえ書かれていない邪馬一國以北の「謎のX区間」の記載を平然とおこなっている、
としたら —— これではまるで支離滅裂だ。

そもそも伊都國までで一万二千余里のほとんどを費やしているのですから女王國である邪馬壹國は不彌國のすぐ傍にあるはずです。従って邪馬壹國への行程について、不彌國を起点とするのは矛盾します。郡を起点として水行十日陸行一月かかるというように解釈せざるを得ません。

南至邪馬壹國女王之所都 水行十日陸行一月

再度、邪馬壹國の記述を見れば、古田氏が解釈するように、不彌國のすぐ南に邪馬壹國があり、そこは女王が都とするところで、郡からの総行程は水行十日陸行一月かかるということに

なります。

となると、投馬國は、戸数と道里が略載されている國なので、やはり女王國である邪馬壹國より北に位置しなければならず、方角と日数の起点を不彌國と解釈するのは無理があります。すなわち、郡から南に水行二十日かかるところに、投馬國があると解釈せざるを得ないと思います。

従って、私は野田氏と同じく、投馬國は郡を起点として、その方角と日数記事を記述していると考えます。ただ投馬國の具体的な位置はこの記述だけではわかりません。邪馬壹國に肩を並べるほどの戸数がある國が、帯方郡の南の方に邪馬壹國とは別にあるということとなります。しかも投馬國は邪馬壹國より北に位置するとすると、遠賀川流域辺りが投馬國の比定地の候補のひとつとなります。そこは野田氏はその論考の位置図で示された区域に重なります。

なお、投馬國は郡から南にあるとされるのに対して、『魏志倭人伝』の冒頭に倭人は帯方郡の南東にあると記述されるので、郡を起点とした場合には方角が矛盾するように思われますが、冒頭の「南東」は倭人のことを指すので、それは九州の東にある倭種の國々を含めて記述されたと考えれば、一応納得できると思います。

4 韓国陸行の距離

4 点目は、韓国陸行の距離は四千里であるかどうかです。

野田氏は、韓国を斜めに陸行した場合の距離を四千里と想定されますが、縦、横がそれぞれ四千里であるので少なくとも四千里×ルート2を上回り、六千里程度になるはずです。

また、郡から狗邪韓國まで、七千余里と記述されています。帯方郡の^{ヘジュ}海州港を出港し韓國の^{インチョン}仁川に入港したと想定し、ここを狗邪韓國から対海國までの水行の距離と同じように水行一千里とすれば、六千里程度の距離が妥当と思われる。

したがって、韓国陸行の距離を四千里とする仮定について、野田氏は再考される必要があると思います。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「高天原を巡って」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 基本姿勢
- 3 高天原の候補地
- 4 『古事記』の示す高天原 その1
- 5 『古事記』の示す高天原 その2

高天原を巡って(2)

名古屋市 加藤勝美

6 『古事記』の記す高天原 その3

続いて『古事記』に高天原が登場するのは、天照大御神が天石屋戸内にこもってしまう有名な場面である。以下のように記されている。

故於是天照大御神見畏、開天石屋戸而、刺許母理此三字以音坐也。爾高天原皆暗、葦原中國悉闇。因此而常夜往。於是萬神之聲者、狹蠅那須此二字以音滿、萬妖悉發。
(岩波文庫『古事記』223頁)

読み下し文は次のようになっている。
故ここに天照大御神見畏みて、天の石屋戸を開きてさし籠りましき。ここに高天の原皆暗く、葦原中國悉に闇し。これによりて常夜往きき。ここに萬の神の聲は、さ蠅なす満ち、萬の悉に發りき。

(岩波文庫『古事記』36頁)

この一文を読んで「おやっ」と思われた方がおられるかと思う。私もそうだった。その点を記す前に、天照大御神が天石屋戸内にこもることとなった経緯をかいつまんで記しておこう。

前回、伊邪那伎命が3はしらの御子、天照大御神、月讀命、建速須佐之男命に3界を分けて各々統治するよう命じたことを記した。すなわち、天照大御神には高天原を、月讀命には夜食國、建速須佐之男命には海原の統治を命じた。

さて、その後だが、実は建速須佐之男命だけは父神の命令が不服で、号泣しつづけ、母の国(根の堅州國)に行きたいと訴えた。これを聞

いて父神の伊邪那伎命は激怒し、須佐之男に追放の断を下す。父の元を去るに際し、姉の天照大御神に暇を告げるのを願い出、許される。驚いた姉はすわ弟の謀反かと身構えるが、そうではないことを知り、ほっとする。が、それもつかの間、須佐之男は姉の田畑を荒らしたり剥いだ馬の皮を姉の神殿に投げ入れたりと散々乱暴を働く。これに怒って天照大御神は天石屋戸内にこもってしまうことになる。

以上のような経緯を経て天石屋戸ごもりとなるわけだが、こもった後の記述が問題である。

高天の原皆暗く、葦原中國悉に闇し

とある。「えっ」である。この世界には高天原と夜と海原の3界しか存在しない筈なのである。ところがここに、なんの説明も注釈もなく、いきなり「葦原中國」が登場する。高天原のほかに「葦原中國」が存在することが告げられるのである。

実は、石屋戸ごもりの場面を迎えるまでにたった一度だが「葦原中國」が登場する。伊邪那伎命は天照大御神以下3神を設ける前に、死んだ妻、伊邪那美命に会いに行く場面がある。妻の居場所は黄泉國(根の堅州國)。いわば死者の國とされる國である。そこで伊邪那伎命は伊邪那美命に会うのだが、「私を見てはならない」という妻の禁を破り、怒った妻に追いかける。伊邪那伎命はほうほうの体で逃げ帰るのだが、途中桃の実を拾って追っ手に投げつけると追っ手は退散する。いわば桃の呪力に助けられる。そこで伊邪那伎命は桃に感謝し、「葦原中國に現に暮らしている人々が苦しんでいる際は助けてほしい」と頼む。大神が桃の実にお願いする立場に立つというのも妙な設定だが、それはそれとして、ここに登場する葦原中國は神の國ではなく、あきらかに、現に人々が暮らしている現実の国土、すなわち日本の国土のことを指している。倉野憲司も「葦原中國」に脚注を付けて、「高天の原並びに黄泉の國に対する現実界」としている。

ところが、石屋戸ごもりの場面に登場する「葦原中國」はこれとはかなり様相が異なる。「高天の原皆暗く、葦原中國悉に闇し」と記される國なのである。高天原のほかに「葦原中國」があるという並列的な書き方なのである。もしも高

天原が何の実態もない観念上の「神の国」なら暗くなりようがない。百歩譲って暗くなる世界であったとしてもなぜ現実の国土が（ことごとく）暗くなってしまうのだろうか。「葦原中國」は神の国「高天原」に連動しているのだ、と説くなかれ。連動、すなわち高天原が葦原中國の生殺与奪の力を保持しているのなら、後になって天孫を降臨させて征討に赴くまでもない。

やはり、高天原もまた葦原中國と同じく現実的な色彩を帯びた國、と理解せざるを得ない。つまり、高天原は石屋戸ごもりの場面に至って一気に具体性を帯びた国土ないし地域の様相を見せ始めた、と考えることができる。

そこで、高天原がどんな所か、あるいはどんな所と意識されていたかを知る必要がある。以下、原文は省略して読み下し文によってこの点に迫ってみよう。

『古事記』は前紀の石屋戸ごもりに続いて次のように記している。

ここをもちて八百萬の神、天の安の河原に神集ひ集ひて高御産巢日神の子、思 金神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集めて鳴かして、天の安の河の河上の天の堅石を取り、…。 (岩波文庫『古事記』36頁)

以下、長くなるので読み下し文はここで打ち切るが、まるで舞台上で演じられる神楽をみているような、微笑ましい場面が描き出されている。天照大御神が籠もってしまつて闇夜になり、困つた神々はどうしたらよいか河原に集まつてきて相談するのである。その様子は神々というよりは(古代の)人々そのものの姿を彷彿させる。すなわち、神々というのは実は人々そのものことだという風に見えるのである。

それはさておき、ここでは高天原に焦点を絞ろう。

前回までの高天原は、天地が分かれた瞬間に存在した宇宙であつたり、白昼の世界全体であつたりと、極めて観念的、抽象的な世界で、いわば実体不明の無国籍用語とでも呼ぶべきものだった。が、その高天原がここにきて一気に具体性を帯びた存在として登場するのである。

第一に、天照大御神そのものが高天原でないことははっきりしている。彼女が石屋戸にこも

つたとたん暗くなつてしまつた所、それが高天原なのだから・・・。

第二に、高天原には石屋が存在することである。もしも天照大御神を人間の一人と考えるとその石屋はさほど巨大でなくともよいが、少なくとも、人が籠もつて生活できるだけの空間を持っている場所、すなわち高天原にはそんな岩屋が存在していたことになる。

第三に、高天原には大きな河原が存在している。その河原は多くの人々が集まつてきて相談できるだけの十分な大きさを持っていたことになる。

第四に、高天原のあちこちには長鳴鳥(鶏?)が飼われていた。

さらに、読み下し文の紹介は省略したが、河原の近くには天香山という山があつて鹿が住んでいたと記されている。

結局相談の結果、神々は天宇受賣命にストリップまがいの踊りを踊らせ天照大御神をおびき出す作戦に至ることが記されている。

そのことはさておき、要するに、石屋戸ごもりの場面に登場する高天原は、河原があつて、洞窟があつて、あちこちに鶏が飼われていて、山があつて鹿が住んでいた場所、ということになる。

こういう高天原の光景は古代にあつてはゴマンと当てはまる条件に相違ない。私の脳裏には古代の小さな村の村人たちが河原に集まつてきて色々相談していた様が浮かんでいる。まさに江戸時代末期まで営々と続けられてきた、小さな村々の寄り合いを彷彿させるのである。天安河原だの天香山だのと云つた地名はその土地土地の人々によっていくらかでも命名しうる。

私が言いたいのはこうである。高天原は日本の原風景であり、全国津々浦々いづこの村でも当てはまり得る場所なのである。古代人にとって、そこがたとえ山間の小さな村であつてもそこに住む人々にはそこが宇宙の中心であり、村の長や祀女はかけがえのない神様だったに相違ない。

高天原の候補地は大和に限定されない。事実、茨城県には鹿島神宮が鎮座し、その近くには小さいながら高天原なる場所(地名)が現在でも存在し続けているのである。

7 『古事記』の記す高天原 その4

続いて『古事記』に高天原が登場するのは、前回にも少し触れたが、天宇受賣命が神々の作戦に従って踊る場面である。その後天照大御神が天石屋戸から外に出てくる場面に移る。ここに登場する高天原は一連の神話の中でのことで、前回の高天原と区別があるわけではない。したがって原文は示さなくとも読み下し文だけで十分であろう。

まずは天宇受賣命が演ずる踊りの場面。次のように記されている。

あめのたじからをの わき かく あめのうずめの
天手カ男神、戸の掖に隠り立ちて、天宇受賣命、
天の香山の天のひかげ たすき か
日の影を手次に繋けて、天の眞拆を
かづら
鬘として、天の香山の小竹葉を手草に結ひて、天
の石屋戸に槽伏せて蹈み轟こし、神懸りして、
い は や と うげ ふ ふ とどろ かむがが
胸乳をかき出で裳緒を陰に押し垂れき。ここに高天
の原動みて、八百萬の神共に咲ひき。

(岩波文庫『古事記』37頁)

いうまでもなく、一読して光景が浮かぶ。目の前で演じられているような具体的かつ生き生きとした描写である。桶を地に伏せてその上に乗った天宇受賣命の姿が手に取るように活写されている。すなわち、ヒカゲカズラをたすきにかけ、笹の葉を両手に結わえ、カズラを頭に飾り、乳房を出して、長ひもを陰部に垂らし、足を踏みならして踊った、というのである。

この光景については神学的にみれば色々な解釈が可能に相違ない。が、それはこれが神社の神事として行われるようになったからで、そもそもは村に自然発生的に生まれた娯楽ないし祀りの一つだったのではなかろうか。少なくともそんな解釈も可能だと思う。普段は海に出て漁にいそしむ人々、あるいは山村で農作業にいそしむ人々だったかも知れない。重大なことを相談する際にも河原に集まってこなければならぬ人々。寄り合いを行うのに必要な施設の一つもなかった集落だった風に思われる。

それはさておき、天宇受賣命の踊りに神々(人々)は爆笑し、高天原がどよめいた、と記されている。ヌードショウマがいのたった一人の踊りでどよめいた、というのであるから、ここにも高天原が小さな村の一つだった可能性が示さ

れている。こうなると、寄り合いが行われた場所を河原と表記しているが、実際は川原と称しているような規模の場所だったかも知れないのである。

時代が進んでいって、王朝の権威が確立しかかってきた奈良時代になって書かれた『古事記』に、なお、高天原がこのような場所と意識されていたことを考えると、高天原はどうてい大山村ないし大集落だったという風には思いにくいのである。

ここで手間取っているわけにはいかない。天石屋戸が開かれる場面に移ろう。以下のように記されている。

ここに天照大御神、怪しと以爲ほして、天の石屋戸を細めに開きて、内より告りたまひしく、
わ こも おのづか くら
「吾が隠りますによりて、天の原自ら聞く、また
あしはらのなかつくに おも なにゆゑ
葦原中 國も皆闇けむと以爲ふを、何由にか、
あめのうずめ あそび やほよるす もろもろわら
天宇受賣は樂をし、また八百萬の神も 諸 咲へ
る。」

とのりたまひき。ここに天の宇受賣白しく、
いましみこと ま
「汝命に益して貴き神坐す。故、歡喜び咲ひ樂
ぶぞ。」

とまをしき。かく言す間に、天兒屋の命、布刀玉の命、その鏡を指し出して、天照大御神に示せ奉る時、天照大御神、いよよ奇しく思ほして、稍戸より出でて臨みます時に、その隠り立てりし天の手力男の神、その御手を取りて引き出す。即ち布刀玉の命、尻くめ繩をその御後方に控き度して白しく、

「これより内にな還り入りそ。」

とまをしき。故、天照大御神出でましし時、高天の原も葦原の中 國も、自ら照り明りき。

(岩波文庫『古事記』37・38頁)

読み下し文の引用が長くなってしまったが、高天原だけなら最後の一行、
故、天照大御神出でましし時、高天の原も葦原の中 國も、自ら照り明りき。

だけで用は足りている。私が示したかったのはほかでもない。ここで記されている「神」の文字を「人」に置き換えて読むといっそうこの場面が生き生きと眼前に浮かんで迫ってくると思うからである。外で皆が笑いさんざめく声を耳にして戸を細く開けてそっと伺い見る天照大御

神は、人そのものの微笑ましい姿ではないか。そして戸の脇に隠れていた手力男がその手を取って彼女を引き出し、しめ縄を戸にわたして再度中に入れないようにする。なんだか幼稚園児の児童劇を見ているような微笑ましさだ。大御神と記されていても、外が気になったり、簡単に引き出されたり、縄を張っただけで元に戻れなかったり。さらには「あなたよりすばらしい（美しい）人がいるのよ」と言われると気になってしまったりする。天照大御神は大御神でありながらそんな人間、人間した存在だとして描かれているのである。

こののち、神話の舞台は乱暴を働いた建速須佐之男命たけはやすきのおのみことの髭を切ったり手足の爪を抜いたりして追放される場面となる。この場面は『古事記』より『日本書紀』の方が詳しい。

『日本書紀』によると、追放にあった須佐之男命は雨戸を背負って雨中をさまようが、一夜の宿を貸す人（神）は誰一人としていない。まるで江戸時代の村八分の光景を彷彿させるような光景だ。

私が言いたいこと、あるいは感じたことは、石屋の前で練り広げられている高天原はどうやら小さな（少なくとも大きくない）村ないし里らしいことである。すぐそばに葦原あしはらのなかつくに中國があり、一人の罪人（須佐之男命）が雨下をさまよって宿を乞えるようなそんな地域なのである。高天原が空の國なら雨の中をさまようという表現をするはずはなく、移動も飛ぶしかない筈なのだから・・・。

ここで『古事記』が記している高天原は、前回でも記したが、やはり小さな村落、日本全国津々浦々の村落に当てはまるそんな場所、という風にしか受け取りようがない。このことを確認したい。

8 『古事記』の記す高天原 その5

・・・神話の展開

天石屋戸神話以降高天原はしばらく登場しない。が、高天原を考える上で無視して通過しえない記述がある。

そこで極めて簡単に神話の概要を記しておこう。

高天原を追放された建速須佐之男命は出雲に

天降る。読み下し文に次のようにある。

故、かれ追やら追はえて、出雲の國の肥の河上、名は鳥髪とりかみといふ地ところに降りたまひき。

（岩波文庫『古事記』39頁）

では、なぜ速須佐之男命は出雲に天降ったかということ、そこは母伊邪那美命の國だからである。神話の順序を石屋戸神話の前に戻すと、火の神を生んで焼け死んだ伊邪那美命は比婆山に葬られる。『古事記』は次のように記している。

故、その神避りし伊邪那美の神は出雲の國と伯伎國との堺の比婆山ひばに葬りき。

（岩波文庫『古事記』24頁）

以上、わざわざ『古事記』の記述を相次いで紹介したのはほかでもない。建速須佐之男命は母のいた場所を出雲の國と知っていた。父（伊邪那岐命）から「おまえは海原を治めよ」と命ぜられた際、既述したように、出雲に行きたいとあって号泣し続けた。その流れの中で『古事記』は、建速須佐之男命は出雲に天降ったと明記している。そのことを確認しておきたいのである。

黄泉の國ないし根の堅州国は地中だの死者の國だのと色々説があるが、実際は地上の出雲國內である可能性が極めて高い。少なくとも『古事記』はそんな風に考えているからこそ、建速須佐之男命は出雲に降ったと明記しているのである。伊邪那岐命は伊邪那美命に追われて根の堅州国から高天原に逃げ帰る。もしも根の堅州国が地中なら、走って逃げたり、坂（比良坂）を越えたり桃の実をぶついたりできない。やはり、地上、出雲の國のこととして固有名詞をもって『古事記』は記しているのである。

焼け死んだ伊邪那美命が葬られたのも訳の分からぬ所ではない。『古事記』はちゃんと固有名詞で「比婆山」と明記しているのである。

次の図をご覧ください。

比婆山は二つ存在している。二つとも伊邪那美命の葬られた所とされている。有名なのは左下（①）の広島県境の山だが、私は右上（②）の安来市説の方が有力と見ている。理由は広島県

境には伯耆はなく、伯耆（鳥取県）に向き合っているのは安来だからである。

それはさておき、本筋に戻ると、出雲に天降

った建速須佐之男命はそこで八岐大蛇を退治し、
やまのおろち
 出雲の英雄となる。その御子の一人が
おおあなむちのかみ おおくにぬしのみこと
 大穴牟遲神、後の大国主命である。



- ① 比婆山（広島県庄原市）標高 1 2 6 4 m
- ② 比婆山（島根県安来市）標高 3 3 1 m
- ③ 伯耆（鳥取県）

“「東西五月行・南北三月行」と倭国の首都” について

名古屋市 石田敬一

2011年12月の「古田史学の会・東海」の例会において、佐藤章司氏は“「東西五月行・南北三月行」と倭国の首都”と題して、『隋書』倭国伝をもとに、どこに倭国の首都があったかを様々な角度から述べられました。

その議論の中で、気になる点がいくつかありましたので列挙します。

1 竹島の位置に関する古田武彦氏の認識

『隋書』倭国伝より、倭への行程に関する部分を抜粋します。

明年上遣文林郎裴清使於倭國 度百濟行至竹島南望舩羅國經都斯麻國迴在大海中 又東至一支國又至竹斯國又東至秦王國 其人同於華夏以爲夷州疑不能明也 又經十餘國達於海岸 自竹斯國以東皆附庸於倭

佐藤氏は、この『隋書』倭国伝における竹島について、古田説では、最近日朝の領土問題の話題になっている島根県の竹島とされていると発言されました。

2011年11月6日（日）に行われた古代史セミナーにおいて、『隋書』倭国伝の中の竹島うつりょうは鬱陵島すなわち島根県の竹島とされたようです。しかし、『邪馬一国の証明』（1980年10月、角川文庫）の298ページにおいて、古田氏は次のとおり述べられています。

第一に重要なことは、「釜山に立ち寄っていない」
—この事実だ。「竹島」は、その直後、
「南に新羅国(済州島とされる)を望む」というのだから、朝鮮半島の西南端に近いようだ。今珍島あたりかもしれない。ともあれ、「南に新羅国を望む」位置から、いきなり、「都斯麻国を經」となるのだから、先にのべた通りの、朝鮮半島南岸部西辺から、対馬海流を東南に横断して対馬西岸部に到着するルートだ。

つまり、竹島は、朝鮮半島西南部の珍島の辺りであるとの認識を古田氏は持っておられたと思いますので、この点を再確認したいと思いません。

佐藤氏の考えは、この『邪馬一国の証明』の古田氏の認識と同じであると思います。私も竹島の位置について朝鮮半島西南部の珍島の辺りとの考えを持っています。

2 秦王國始め十餘國と倭との関係

1 2月例会で秦王國始め十餘國と倭がどのような関係になっているか議論がありました。その際に私見を述べましたが、再度整理します。

私は、このことについて平成22年7月18日(日)に椋山女学園高等学校において行われた第22回愛知サマーセミナーの資料「記紀が示す九州王朝の存在」で示したところです。関係部分を抜き出します。

その倭の範囲は、「……又至竹斯國又東至秦王國……又經十餘國達於海岸自竹斯國以東皆附庸於倭」とあることから、倭は竹斯國を含んで、その西側にあつて、竹斯國を含まない東の秦王國始め十餘國は、皆倭に附庸つまり附属しているということです。

秦王國始め十餘國は、倭に附庸しているという関係ですから、倭の本体ではなく、宗主国である倭に従属してその保護と支配を受けている国々で、属国の位置づけになると思います。従って、この行程の記述について竹斯國以東も倭の本体であると認識することは正しくありません。当然、属国である秦王國始め十餘國には倭の都はありません。ましてや『隋書』倭國伝に

全く記述がない近畿大和にあるはずもありません。この点について、私と佐藤氏の考えは同じであろうと思います。

3 海岸に達す

『隋書』倭國伝の行程においては、竹斯國を含む西側の倭の国々とともに、竹斯國より東にある倭の属国まで行ったということです。

この属国の範囲について「又十餘國を經て海岸に達す」とあります。これを読んだ者は、一般的に陸上を進んで海岸に達すると理解しますが、佐藤氏は、瀬戸内海を航行して難波の海岸に達すると主張されました。

これは鋭い指摘であると思います。

ただ問題があります。倭國をどのように捉えるかです。この倭國を属国をも含む広義の倭國と考えるか、狭義の倭國と捉えるかです。

倭國在百濟新羅東南 水陸三千里 於大海之中依山島 而居魏時譯通中國三十餘國 皆自稱王夷人不知里數但計以日 其國境東西五月行南北三月行各至於海

「其國境東西五月行南北三月行各至於海」の「其國」は、最初に記述された「倭國」のことです。そして倭國の境界は「各至於海」とあり、東西南北が海に至るとされます。つまり、倭國は周りを海に囲まれた一塊の陸地ですので九州全体であると理解しなければなりません。となると、属国をも含む広義の倭國の範囲を九州と捉えた場合は「又十餘國を經て海岸に達す」の海岸は、九州の東岸にあたります。

倭國は、四面が海に囲まれているとの認識に立って「海岸に達す」と記述されたのは極自然な筆法です。「海岸に達す」の記述は、広義の倭國の尽きるところですから、海岸に達することで締めくくられているわけです。こうした考え方は、たいへん説得力があると思います。

しかし、秦王國始め十餘國はあくまで属国ですから、倭國といえ、属国は含まれないと考えるのが一般的でしょう。本国が九州であるとすれば属国は九州以外にありますから、「又十餘國を經て海岸に達す」の海岸は、九州以外ということになるという考え方が成立します。

こうした点で、佐藤氏の指摘は、鋭く問題を提議していると思います。

ただ、海を航行してきて海岸に着いた場合に「海岸に達す」という使われ方が妥当であるか疑問が残ります。また、この場合に「海岸に達す」が突発的であり、記述する必要性がありません。「十餘國」で止めるか、あえて記述するならば「〇〇國に到る」であって、「海岸に達す」は不要でしょう。「海岸に達す」を記述する意味は、倭國の境界が海までであるからこそであり、佐藤氏の説ではこの点に答えられないと思います。

ところで、別の資料に倭國の境界が、海岸であったことを追認する記述があります。『旧唐書』倭国伝に次のようにあります。

倭國者古倭奴國也去京師一萬四千里在新羅東南大海中依山島而居東西五月行南北三月行世與中國通其國居無城郭以木爲柵以草爲屋四面小島五十餘國皆附屬焉

これは、これまで九州本島のみを本国と属國の範囲とされていたものが、九州の周りにある小島五十餘國に附屬が拡大されてきたことを示していると思います。このように、『旧唐書』は、7世紀の倭とその属國の領土が九州であったことを裏付けていると思います。

さらに佐藤説の弱点は、四国・中国地方を始め、難波津を含めて瀬戸内海にある地名が、この『隋書』倭國伝に全く記述されておらず、この点で説得力にかけるといえます。

4 秦王國と弟王

佐藤氏は、『隋書』倭國伝に「倭王は天を以って兄となし日を以って弟となす」とあることから、兄が倭王で、弟が秦王國の王であったとされます。兄弟統治は九州王朝の特徴の政治形態ですので、このような考えもあろうかと思えます。ただ、先の2で示したように秦王國始め十餘國は、倭の属國ですから、宗主國の王者が直接統治しているのではなく、それぞれの属國の首長に統治を任せて、それを宗主國の王者が間接統治した形であろうと思います。

また、この政治形態は、夜は倭王の兄が統治

し、昼は弟に任せるとされ、統治する國が異なるとは記述されていません。つまり、弟が属國を統治したとは描かれていませんから、弟が秦王國の王であるとの考えには疑問があります。

5 倭國（倭奴國）の中国化

『宋書』倭國伝にある倭王武の上表文の一部に次のようにあります。

窃自假開府儀同三司 其余咸各假授 以勸忠節

この倭王武の朝貢の上表文に「竊かに自ら開府儀同三司」とあることから、佐藤氏は中国化の始まりは、倭王武の朝貢の時期である5世紀とされます。開府儀同三司とは、後漢（西暦25年～220年）の時代において高級な武官に与えられた位であり、開府を許された大臣級の者をいいます。従って、確かにこの頃には倭に中国の影響があったと思います。

しかし中国の影響の始まりが文献でわかるのは、もっとずっと前の『後漢書』東夷伝です。「建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀 使人自稱大夫 倭國之極南界也 光武賜以印綬」とあるように、倭奴國の使人は朝賀の時に自ら大夫と称するとあります。その時期は建武中元二年（西暦57年）です。この大夫は、周代から春秋戦国時代にかけて使われた中国の身分の一つであり、建武中元二年には、すでに中国化していると考えられるべきでしょう。

このことについては、拙著「二倍年歴と稲作」（『東海の古代』122号、平成22年10月）で示したところですが、関係部分を抜き出します。

『翰苑』に「漢書地志曰夫餘樂浪海中有倭人分爲百餘國以歲時獻見」とあります。紀元前一世紀頃には、倭はすでに中国に献見していたことを示していますが、文献上で倭が確実に中国の冊封体制に組み込まれた証拠はいつでしょうか。

『後漢書・東夷傳』には次のとおりあります。

建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬

（下線は石田による。以下同じ）

ここで注意すべきことは、大夫が中国の周（紀元前1046年頃から紀元前256年まで）の身分制度であり、建武中元二年当時（西暦57年）の倭國（倭

奴國)では、この中国の古い身分制度をもとにした身分を自称していることから、建武中元二年以前から、中国の制度を使用し続けていたということであり、また、中国の古い制度を認識していたこととなります。

冊封体制に関する記述については、「光武賜以印綬」にあります。倭國は光武帝から印綬を賜りました。印綬は冊封体制下に入った確実な証であると思えます。この時点で、倭國は、確実に中国(後漢王朝)の冊封体制に組み入れられたのでしよう。

佐藤氏は5世紀が倭國(倭奴國)の中国化の始まりだとされますが、私は西暦57年以前から中国の身分制度を取り入れていたと考えます。すなわち中国化の始まりは西暦57年以前です。そして、このとき光武帝から印綬を賜るので、この時点で倭國(倭奴國)は確実に中国の冊封体制に組み込まれたと考えます。

6 二倍年歴の終わり

佐藤氏は、5世紀に倭國が三司の儀式を行うために二倍年歴を止めて元嘉暦を取り入れたとされます。しかし私は先述したとおり、中国の冊封体制に組み込まれた段階で、二倍年歴は終わったと考えています。

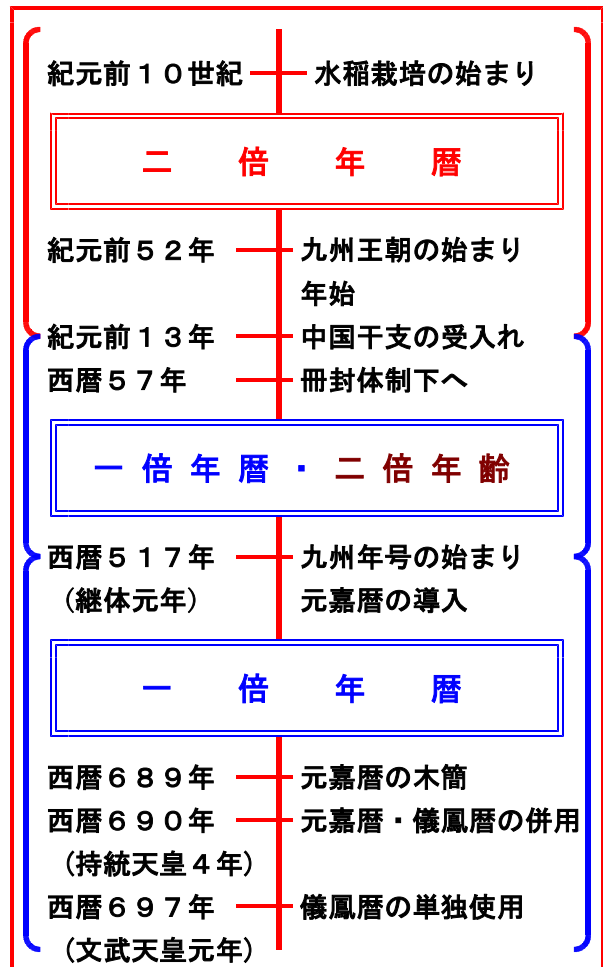
そもそも、暦は天子のみが司る重要なものであり、冊封体制に組み込まれた属国に許されるものではありません。属国が独自に暦を作ることには認められず、天子の制定した暦を使用しなければなりません。従って、この時点で倭國は、対外上、公式上、二倍年歴を確実に止めていたと思えます。これに関しても先の拙著「二倍年歴と稲作」で示しているところです。年歴と年齢の関係を示した表とともに関係する部分を抜き出します。

さらに、ここで注意しなければならないのは、紀元前13年から中国の干支を採用した意味です。

九州王朝が紀元前13年に中国の干支を採用したのは「中国の暦計算に時間を合わせ」たことを意味します。私は、この古田氏の考えに賛成です。ただ、古田氏は、この時点では「二倍年歴」は続いていたというお考えのようです。私は、この「中国の

暦計算に時間を合わせ」ということは、とりもなおさず、当時、一倍の年歴であった中国の年歴に合わせるということだと思います。ですから、当然、九州王朝は一倍の年歴を受け入れたと考えます。前回私が主張したとおり、この時点で「二倍年歴」から「一倍年歴で二倍年齢」の時代に切り替わったのだと思えます。

年歴と年齢の関係



私は、紀元前13年を境として、「二倍年歴」が終わり「一倍年歴」の時代になったが、記紀の天皇の崩御年齢が継体天皇まで二倍であると思えることから、年齢だけは、1年で2歳を数えることを変えなかったと考えます。つまり「一倍年歴・二倍年齢」の時代が続いたと思えます。

対外的には、一倍年歴を使わざるを得ません。しかしながら国内では、農業に伴う節目である春耕と秋収を機としてこれまでどおりの二倍の年齢を数えたのだと思えます。『魏志』倭人伝では二倍の年歴には触れていません。二倍と考え

られる年齢のことしか記述されていないのです。

詳細は、拙著「二倍年歴と稲作」を読んでいただきたいと思います。

7 正歳四節

佐藤氏は、3世紀の倭国の二倍年歴から（著者注：7世紀には）正歳四節を知り「一年暦」になっていたとされます。

私は7世紀にはもちろん「一倍年歴」になっていたと思いますが、「年歴と年齢の関係」の表で示したとおり「一倍年歴・二倍年齢」の時代は干支を受け入れた時点、紀元前から始まったと思います。

また、『魏志』倭人伝の本文の「人性嗜酒」のところに割注として記述された「魏略曰其俗不知正歳四節 但計春耕秋收爲年紀」は単に「正歳四節」を知らないという意味ではなく、その節目ごとに歌舞飲食し祭ることを知らないことを意味していると思います。

詳細は、拙著『「不知正歳四節但計春耕秋收爲年紀」について』（『東海の古代』128号、平成23年4月）についてをご覧くださいですが、関連部分を示すと次のとおりです。

祭りを行った東夷諸国の記事は、殷王朝の正月や農事の節目に天を祭り、歌舞飲食したことを趣旨としています。これに対して裴松之は、倭人は、夏王朝の正月や四節の時期に歌舞飲食の祭を行うことを知らないと注釈したのだと思います。この「正歳四節」は節目の時期だけを意味するのではなく、歌舞飲食し祭ることも含んでいると考えたと「人性嗜酒」のところに割注した意味が出てくるでしょう。

<中略>

また、以前にも何回か「古田史学の会・東海」の例会で主張したとおり、「年紀」には「年、年数、年代」という意味の他に「年齢」という意味があります。『魏志倭人伝』には、この注釈の後に続いて、「見大人所敬但搏手以当跪拜 其人壽考或百年或八九十年」と記載されており、倭人の年齢に関する記述があります。

となると、「但計春耕秋收爲年紀」の記述は年齢に関することを述べていると考えることが素直です。つまり「年紀」は年齢のこととするのが妥当だと思います。

以上のことから、主な東夷諸国では正月などの節目に天を祭り歌舞飲食したと記述されているのに対し、倭人は、春耕の時期と秋収の時期を節目としてその都度、ただ単に年齢を数えるのみで、歌舞飲食の祭りはしないと私は解釈します。したがって「其俗不知正歳四節但計春耕秋收爲年紀」について、その意味する内容を示せば「倭人は、中国の正しい暦とされる正歳四節の節目ごとに歌舞飲食し祭ることを知らない。祭事は行わず、ただ春耕の時と秋収の時を計り年齢を数えるのみである。」となります。

七世紀になると『隋書』巻八十一東夷伝倭国の條に「每至正月一日、必射戲飲酒、其餘節與華同」とあり、毎年正月一日に弓矢で的を射落とす射戲や飲酒を必ず行い、其餘の節はほぼ華と同じと記述されるようになります。

中国や倭国以外の国々では、年の節目に歌舞飲食して祭るのに対して、『魏志』倭人伝では「人性嗜酒」つまり酒をたしなむが正歳四節の祭事に歌舞飲食をせずに春耕と秋収に年齢を数えるのみとされます。それが、『隋書』倭國伝では年の節目である正月に「必射戲飲酒」と変化してきたということなのです。

いずれにしても、倭が中国の冊封体制下に入った時代や倭の五王が中国とやりとりしていた時代に、二倍年歴が続けられたとは考えられません。

8 此後遂絶

以遣清復令使者隨清來貢方物**此後遂絶**

佐藤氏は、この「此後遂絶」について、倭国による国交断絶の意味とされます。

これに対して、古田氏は、2010年11月の八王子セミナーの質疑応答で『隋書』は中国側の立場でかかっているから、唐が日本と絶交したとされます。

しかしながら、古田氏は、『邪馬一国の証明』（1980年10月、角川文庫）の241ページにおいて、“「遂に絶つ」の主体は何か”の項目をたて、『隋書』の四夷蛮伝の「絶」の用例をあげながら次のとおり述べています。

すなわち、この語（従来の慣例通り一応「絶つ」と読んだが、「絶ゆ」と読む方がよりの確であろう）は

まぎれもなく“隋朝への貢献が絶えた”ことを示す慣例表現なのである。

この点をさらに明瞭にしめすのは、7の例だ。王葬時代、西域の三十六国・五十五王について「遂に絶つ」と書かれているのであるが、この国数・王数から見ても、また後漢代の復活を「皆来り朝貢す」と記していることから見ても、「絶」の内容がこれらの国々からの、いわば一方的な「方物貢進」の事実を対象としていることは、これを疑いえない。

また8で「中国大乱」のために「朝貢遂に絶つ」とある点からも、「絶」の用字法は疑いようもなく明晰である。

この点、実は倭国(3)の場合も、その文脈を静かに見つめると、「来貢方物」の語を承けているのであるから、この「絶」の内容が「方物貢進」に関するものであることは、すでに明白だったのである。

『隋書』が唐側の立場で記述されていることに異論はありませんが、唐側の意志で日本と絶交したとは思えません。

私は『邪馬一国の証明』で古田氏が分析されたとおり、「此後遂絶」は倭国からの朝貢が途絶えたことを指していると思います。この点では佐藤氏と考えが同じです。

ただ、中国の侵略を恐れるあまりに倭国が朝貢をやめたという佐藤氏の考えは逆のような感じがします。侵略を恐れるならば、それを防ごうとして、むしろ朝貢を続けて恭順の姿勢を示し、中国の支配下にあることを行動で表すと思います。

1 2月例会報告

○ 『元亨釈書』(資治表)の古代逸年号

瀬戸市 林 伸禧

『元亨釈書』には欽明天皇以後の編年体仏教史が「資治表」として記述されている。そのうち、在位年数が孝徳天皇(9年)・持統天皇(11年)と『日本書紀』と異なる。また、古代逸年号は『日本書紀』と同じである。

『元亨釈書』は日本史を研究する上での基礎史料たる古典籍を集成した「国史大系」に選定

されている代表的な仏教史書である。また、古代逸年号は『日本書紀』と同じである。

なお、「資治表」については、『元亨釈書』の代表的な注釈書、『元亨釈書和解』(『神道大系』論説編)に何等記述されていない。

筆者の虎関師鍊は、どの文献から引用したか不明である。と述べた。

○ 法隆寺観音菩薩立像台座の銘文について

名古屋市 石田敬一

2011年10月の例会で竹内強氏が問題提議された、法隆寺観音菩薩立像台座の銘文に関して、野中寺弥勒菩薩像銘文などの他の銘文・文書に習うと

「辛亥年七月十日に記す。笠評君である大古臣が辛丑日の去る辰時に崩じた故に、子の布奈太利古臣と伯父の○古臣の二人が乞い願う。」

の意味であると提示した。

また、笠評君の死去に「崩」が使われていることから笠評君は天皇に位する者であり、銘文の時期は法隆寺建立以後でかつONライン以前の辛亥年651年(白雉2年)で、「笠」の場所は神聖なる笠である九州北部の御笠の可能性が高いことを示した。

なお、e国寶のホームページでは

「辛亥年七月十日に崩去した笠評君のため、その日、遺児と伯父の二人が造像を発願した」と説明されるが、「辛丑日崩去辰時」の読み下しは「崩去」ではなく「崩」までで区切り、「去る辰時」と読むべきとの例会での意見に従った。

○ 「東西五月行・南北三月行」と倭国の首都

名古屋市 佐藤章司

1 『隋書』倭国伝から首都を探した。

マクロ的には魏志倭人伝で云う

魏の時、訳を中国に通ずるもの三十余国……

等から卑弥呼の倭国と同一国であり、博多湾岸の竹斯国が首都であり、それを示すものが……はるか大海の中にあり、又東して一支国に至り……竹斯国に到り……又十余国を経て海岸に達す。竹斯国より以東は皆倭に附庸す

の附庸が竹斯国が七世紀においても倭国の首都を示し、又「海岸に達す」とある海岸は難波津であると述べ、この文は倭国の支配領域を記述していると論じた。(なお、古田説ではこの海岸を北九州の東岸(北部)としている。『失われた九州王朝』263ページ)

これを『日本書紀』推古紀で比較すると、裴世清は難波に着いて飾り船で迎えられ、大和川を遡上して海石榴市までの水行(船行)行程はない。

このことから、倭国の首都は竹斯国であり、大和ではないと述べた。

2 隋の使者である裴世清は、大業4年(608)に倭国に来たが倭国の滞在期間は

正月一日に至るごとに必ず射戯飲酒す。

その余の節は、ほぼ華と同じ

との記述があり、このことから、一年以上であり、隋へ帰国したのは、倭国の使者に伴われて、大業5年(609)秋～冬ごろであろう。そしてこの時の倭国の使者は

「大業6年(610)春正月己丑、倭国遣使貢方物」とした後に、倭国は隋との国交を絶った。と論じ、倭国は倭国であると述べた。

(古田説は倭国は倭国でないとしている。『失われた九州王朝』264～265ページ)

3 裴世清と推古天皇の対面(会見)は、裴世清の立ち位置は庭先で会って、推古天皇の姿は見えず声も聞いてないという『日本書紀』の描写となっていることは、注目して良いだろう。

4 琉球国の兵禍については省略する。

○ 長草天神と藤田民部

知多郡阿久比町 竹内 強

大府市長草町にどぶろく祭で有名な長草天神がある。この天神社の縁起は次のように記しています。

鎌倉時代、英比ノ庄の地頭藤田民部は家人の藤次藤左衛門等にこの地に入墾させ、明応三年(1494)六月十九日地頭の邸内に祀られていた菅原道真公を産土神として迎えられたのが当時の創建といわれています。

この縁起では、疑問点が幾つかあります

① 阿久比の勢力範囲が、現在の大府市の北の

端、長草まで及んでいた?

② 英比ノ庄の地頭が藤田民部という人物であること

③ 地頭の邸内に天神が祀られていた。

これまで伝えられている阿久比町の歴史では、久松氏・新海氏の先祖菅原道真の子供又孫が英比磨と名乗りこの地方を開いたと言うのですが、この伝承がどうも怪しい。

今回の発見は町の歴史を解明する上で大きな足がかりになるのではと思われる。

1月例会予定

日時：1月29日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

2月例会：2月19日(日)名古屋市市政資料館

3月例会：3月18日(日)名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、2月・3月ともに**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。